

○総務省告示第二百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十三日

総務大臣 山本 早苗

第一項第一号を次のように改める。

1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うものであつて、次に掲げるものに限る。）

- (一) 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行うものであつて、空中線電力〇・二五ワット以下のもの
- (二) テレビジョン放送を行うもの（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）であつて、空中線電力〇・〇五ワット以下のもの